

## 安全衛生優良事業場に対する長崎労働局長表彰を行いました

長崎労働局（局長：瀧ヶ平 仁）は、11月18日（水）に令和2年度の「安全衛生にかかると優良事業場等に対する長崎労働局長表彰」の受賞者である事業場3社に対する表彰式を行いました。

本表彰は、安全衛生成績が優秀で他の模範と認められる優良事業場又は企業等に対し長崎労働局長が表彰を行い、その努力をたたえ、一層の安全衛生意識の高揚を図るものです。

受賞者の表彰の理由、取組の内容については、別紙のとおりです。

令和2年度長崎労働局長安全衛生表彰受賞者

○優良賞（安全確保対策）

JFEエンジニアリング株式会社九州支店（佐世保市）  
新西部クリーンセンター（仮称）整備事業建設工事

株式会社有馬（南島原市）

○奨励賞（安全確保対策）

旭工業株式会社雲仙工場（雲仙市）



（写真右から瀧ヶ平労働局長、JFE エンジニアリング 田子谷 様、有馬 石川 様、旭工業 川口 様、村木労働基準部長）

## 令和2年度 長崎労働局長 安全衛生表彰受賞者

## 長崎労働局長 優良賞 2社

受賞者名・所在地・連絡先など	表彰の理由	賞の種別
<p>じえいふいー J F E エンジニアリング株式会社 きゅうしゅうしてん 九州支店 しんせいぶ 新西部クリーンセンター(仮称)整備 じぎょうけんがっこうじ 事業建設工事 (佐世保市下本山町 2-1) TEL 0956-37-8605 業種：建築工事業</p>	<p>本社の安全衛生にかかる基本理念等に基づき年間安全衛生計画表、月間安全目標、重点対策を策定し、また、現場の実工程に併せ毎月の安全衛生計画を策定、運用している。</p> <p>毎月、全作業員を集めた安全大会を実施し、模範となる活動を行った者に対する表彰や外部講師による講習会、安全体感車、VR 等を活用した安全体感訓練を定期的に開催するなど、現場の安全意識の高揚に努めている。</p> <p>店社のリスクアセスメント評価基準に従い施工計画段階でのリスクアセスメントの実施、併せて請負人との合同安全パトロールを毎日実施し、指摘事項については是正の上、現場のルールに盛り込むなど請負人に対し周知する等災害の未然防止に努めている。</p> <p>平成 29 年 11 月 1 日の着工から令和 2 年 3 月 31 日の竣工に至るまで、約 2 年 5 か月 (881, 136 時間) 労働災害が発生していない。</p>	<p>優良賞 (安全確保対策)</p>
<p>ありま 株式会社有馬 (南島原市南有馬町乙 110-1) TEL 0957-85-3561 業種：土木工事業</p>	<p>労働者数 50 人未満であるが、安全管理者の下安全衛生推進者 2 名を配置し、役割、権限等を明確にした上で、当該管理体制に基づく安全衛生管理活動が推進されている。</p> <p>工事開始前に工種ごとの災害事例を踏まえたリスクアセスメントを実施し、リスク低減に努めるとともに、危険予知活動において不安全行動の排除に努めている。</p> <p>リスクアセスメント及び災害事例を活用した安全訓練を実施した後工事を開始するほか、毎月安全訓練を実施し、外部講師を招くなど法令遵守はもとより、作業者に危険認識と安全作業に従事できる環境づくりに努め、安全意識の高揚に努めている。</p> <p>平成 10 年 4 月 1 日以降、無災害を継続しており、約 22 年 4 か月休業災害が発生していない。</p>	<p>優良賞 (安全確保対策)</p>

## 長崎労働局長 奨励賞 1社

<p>あきこうぎょう 旭工業株式会社雲仙工場 (雲仙市瑞穂町伊福甲 1714-2) TEL 0957-65-8055 業種：繊維工業</p>	<p>安全衛生管理規定を策定し、安全管理者、衛生管理者を選任し、管理規定において管理者の権限等を明確にするほか、安全衛生委員会を設け組織的に運用を行っている。</p> <p>リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき安全衛生委員会にてリスクの低減措置の検討を行い、改善を行う等工場内の安全衛生対策に取り組んでいる。</p> <p>ヒヤリハット報告を投函できるボックスを設け、労働者の意見を積極的に集約し職場改善に繋げる等安全衛生意識の高揚に努めている。</p> <p>平成 28 年 8 月に工場を創業して以降現在に至るまで 4 年休業災害が発生していない。</p>	<p>奨励賞 (安全確保対策)</p>
--	--	-------------------------

(注 1) アクション ZERO 長崎ゼロ災運動とは、長崎労働局独自の事業場参加型の災害防止運動で運動期間 (令和 2 年度は 7 月から 12 月) 中、労働災害ゼロを目指すものです。

(注 2) リスクアセスメントとは、労働安全衛生法第 28 条の 2 に規定されている事業者の行うべき調査等であり、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去・低減するための手法をいいます。